

5月は
消費者月間です

目指そう！ 安心・安全な 消費生活を！



商品やサービスを購入し、消費生活をしている、すべての人が消費者です。

日常生活の身近なところに消費者問題は潜んでいます。万が一、消費者トラブルや製品事故に遭ったら、一人で悩まず、消費生活センターへ連絡してください。

毎年5月は消費者月間です。この機会に、消費生活への理解を深めましょう。

問 大崎市消費生活センター ☎21-7321

大崎市消費生活センターは 何をしているところ？

消費生活センターは、消費者保護を目的とした行政機関

の窓口です。

悪質商法の被害や多重債務（借金）、事業者と消費者の契約トラブル、商品やサービスに関すること、製品事故な



▲昨年の消費生活講座の様子



▲大崎市消費生活ウォッチャー会議の様子

あるかを確認しておきましょう。

くらしのモニタリング

大崎市消費生活ウォッチャー

市では12人の消費生活ウォッチャーを委嘱し、市内のスーパーマーケットや店舗での食品表示の調査、問題と思われる身近な消費者情報を収集しています。収集した情

ター（市役所東庁舎1階）☎21-7321

無料法律相談（多重債務問題）

住宅ローン、車ローン、商品購入・契約、クレジットカードローン、消費者金融からの借り入れで、返済に困っている人の相談を受け付けています。弁護士と面談して法的な救済方法を検討し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

相談を希望する人は、電話で予約をしてください。

日時▼毎月3回、13時から16時まで

場所▼大崎市消費生活センター（市役所東庁舎1階）

定員▼各回6人まで

予約▼大崎市消費生活セン

ター（☎21-7321）で9時から16時まで受け付け

契約時は慎重に

内容の確認が大事

最近では、高齢者を狙った悪質な商法が増加しています。電話勧誘や訪問販売などで購入契約した商品を、後から解約したい場合の制度として、「クーリング・オフ制度」があります。これにより、購入後の一定期間内であれば、無条件で契約を解除することができます。

この制度は消費者の権利を守る法律で定められています。契約時には、相手から渡された契約書の内容をよく読み、クーリング・オフの記載が

使った講座を開催しています。また、皆さんの要望に応じて開催する出前講座では、実際にあったトラブルの事例をもとに、対応策などを紹介しています。

消費者問題の知識を習得する機会として、消費生活講座や消費生活サポーター養成講座を開催し、消費者トラブルの防止に努めています。

平成29年度消費生活講座の 受講生を募集します

消費者に身近なテーマで開催する、知って得する全3回の講座です。あなたも消費者トラブルの対応策を学びませんか。

第1回講座	■インターネット回線等トラブル対処法
	日時 6月13日(火) 18時30分～20時30分 講師 一般社団法人テレコムサービス協会 企画部長 明神 浩 氏 対象 大崎市民、大崎市に通学や通勤をしている人 申込締切 6月2日(金)
第2回講座	■子どもがインターネットを利用する際の注意事項
	日時 7月18日(火) 18時30分～20時30分 講師 LINE株式会社公共政策担当 高橋 誠 氏 対象 大崎市民(保護者) 申込締切 6月30日(金)
第3回講座	■お買い物で世界を変える
	日時 8月8日(火) 18時30分～20時30分 講師 第二東京弁護士会所属弁護士 中村 新造 氏 対象 大崎市民、大崎市に通学や通勤をしている人 申込締切 7月21日(金)

会場 市役所東庁舎5階

定員 先着50人

受講料 無料

申込 大崎市消費生活センター（☎21-7321）に電話で申し込み

「市役所保険課職員」を名乗り 「医療費還付手続き」をかたる電話がきたという 相談が増加しています



機械の操作に不慣れな高齢者を狙い、預金口座からお金を騙し取る手口が増えています。

行政や金融機関が、還付金手続きで現金自動預け払い機(ATM)の操作を誘導することはありません。このような電話は詐欺です。すぐに電話

を切り、消費生活センターに連絡してください。

事例 市役所保険課職員を名乗る者から、「支払い過ぎた医療費があるので、手続きをすると還付ができる。受付期限は過ぎたが、本日中午なら特別に手続きをする。今から銀行で手続きを行うよう指示する」という電話があった。次に、銀行担当者を名乗る電話で「銀行のATMは古い機械で使えない」と言われ、スーパーマーケットにあるATMに誘導された。「100万円以上の預金残高があれば手数料は無料」と言われたが、預金残高がないと答えると電話は途切れた。